

「不要なものはないですか？」と買取り業者の勧誘に注意！

事例

昨日「不要なものはありませんか。」と女性から電話がかかってきて「壊れたプリンターはある。」と夫が伝えてしまった。「値段が見つからないかもしれませんが、買取りに伺います。明日の15時に自宅に行きます。」と言われた。売るつもりがなかったので断りたい。

(70代 女性)

※事業者の名前、電話番号が分からないため、来訪時の対処法を伝えましたが、訪問予定日に事業者から「本日伺います。」と電話があり「訪問を断ります。」と伝えることができたご連絡頂きました。



アドバイス

- 「不要なものを買取る」と勧誘されても、指輪等の貴金属買取りが目的の場合があります。必要がなければハッキリと断りましょう。
- 事業者は勧誘前に会社名や勧誘の目的、買取る物品の種類を明らかにする必要がある、事前に依頼していないものを買取ることは法律で禁止されています。
- 事業者が自宅に来訪する時は、家族や友人に立ち会ってもらいましょう。売るつもりのない貴金属を安易に見せることは避けましょう。
- 買取り契約する時は、会社名・住所・電話番号などを確認し契約書を受け取りましょう。事業者は法律に基づいて、本人確認のため免許証や保険証の提示を求めてきます。
- 訪問買取りは、契約書を受取ってから8日間はクーリング・オフ（契約解除）ができる他、この間は物品の引き渡しを拒むことができます。
- 「しつこい勧誘を断りたい」など困ったときは、名寄市消費生活センターに相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター ☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2F

◆相談時間9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

